平成２３年（フ）第２３４８号
大阪市生野区中川東２丁目７番９―407号
債務者　上村　浩二
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３４９号
大阪市生野区中川東２丁目７番９号　レトワール小路407号、住民票上の住所京都府京都市左京区岩倉中町569番地
債務者　上松　由紀
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４１７号
大阪府寝屋川市御幸東町37番４号
債務者　津曲　信子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３号
栃木県河内郡上三川町大字上三川1600番地29
債務者　三ケ田勝男
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２４号
栃木県河内郡上三川町大字上三川1600番地29
債務者　三ケ田ヒサ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１５号
栃木県矢板市中150番地44　中市営住宅２号棟107号、前住所栃木県矢板市倉掛634番地２
債務者　和氣　和夫
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１６号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目12番地　瑞穂野市営住宅31号棟34
債務者　日賀野章子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２２号
栃木県宇都宮市御幸町64番地１　コーポクレサンテーム303、前住所栃木県宇都宮市御幸町154番地５　ＳＫハイツ203号
債務者　山上　真二
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３２号
栃木県那須烏山市上川井764番地１
債務者　黒木光一郎
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４２号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目15番地２　ハイツタカトピア201号室
債務者　新山　天清
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４３号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目15番地２　ハイツタカトピア201号室
債務者　新山　　緑
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４４号
栃木県宇都宮市下栗１丁目19番地　下栗市営住宅５号棟55号室、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字市塙3064番地
債務者　矢口　久夫
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４７号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目２番５号　県営江曽島住宅５号棟27号室、前住所栃木県宇都宮市平松本町367番地２　エルディム飯塚Ａ棟102号
債務者　大﨑　市郎
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４９号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目４番地　瑞穂野市営住宅７号棟53号
債務者　毛塚　幸夫
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５０号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目４番地　瑞穂野市営住宅７号棟53号
債務者　毛塚由香利
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係